

広島県地域密着型サービス外部評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第97条第8項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)第86条第2項の規定に基づき、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)が提供する介護サービスの質について、自ら行う評価(以下「自己評価」という。)及び外部の者による評価(以下「外部評価」という。)に関して必要な事項を定める。

(自己評価及び外部評価の目的)

第2条 自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを行うためのものであり、外部評価は、自己評価の結果と外部評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うことにより、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るものである。

(自己評価及び外部評価項目)

第3条 自己評価及び外部評価の項目は、別記のとおりとする。

(自己評価及び外部評価の実施回数)

第4条 事業者は、その設置・運営する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)ごとに、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施するものとする。

2 県は、事業者の申出により、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次の各号の要件を全て満たす場合には、前項の規定にかかわらず、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができるものとする。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなす。

(1) 自己評価及び外部評価結果(様式1)及び目標達成計画(様式2)を市町に提出していること。

(2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。

(3) 運営推進会議に、事業所の存する市町の職員又は地域包括支援センターの職員が出席していること。

(4) 自己評価及び外部評価結果(様式1)のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況(外部評価)が適切であること。

3 事業者は、前項の規定の適用を受けようとする事業所について、様式3により当該事業所を指定及び監督する市町(以下「指定監督市町」という。)に届出を行うものとする。なお、届出は前項の規定の適用を受けようとする当該年度において行うものとする。

4 前項に規定する届出を受けた指定監督市町は内容を確認し、第2項の規定に該当すると認め

られ実施回数を2年に1回とすることに同意するときは、様式3に収受印を押印の上、県へ報告するものとする。

- 5 県は、前項の報告を受けたときは、報告内容を確認し、実施回数を2年に1回とすることが適当であると認めるときは、様式3に収受印を押印の上、その写しを事業者、指定監督市町及び評価機関に送付するものとする。

(評価機関)

第5条 外部評価は、広島県地域密着型サービス外部評価機関選定要領に基づき、県が選定した評価機関が行うものとする。

- 2 評価機関は、評価調査員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、外部評価に従事させてはならない。
 - (1) 外部評価の対象である事業所若しくは当該事業所を設置・運営している法人に所属している者又は所属していた者
 - (2) 外部評価の対象である事業所若しくは当該事業所を設置・運営している法人に4親等以内の親族又は配偶者が所属している者

(外部評価の手続き)

第6条 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関に申込み、当該評価機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき当該機関に対して評価手数料を支払うものとする。

- 2 評価機関は、外部評価を行う際の外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）を定め、当該実施要領及び評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。
- 3 前項に規定する実施要領の参考例は別添のとおりとする。

(外部評価の方法)

第7条 外部評価は、複数の評価調査員（そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。）により実施する書面調査と訪問調査により行うものとする。

- 2 書面調査は、自己評価調査及び利用者家族アンケート調査で構成し、次の各号に定めるとおり行うものとする。
 - (1) 自己評価調査
事業者が実施した自己評価の結果を記載した自己評価及び外部評価結果（様式1）の提出を求めることにより行うものとする。
 - (2) 利用者家族アンケート調査
評価を適切に行うための情報収集を目的として、利用者の家族に対しアンケート調査（様式4）を行う。この際、アンケート用紙は評価を受ける事業所を通じて配付し、回収は評価機関が利用者の家族から直接行うものとする。
- 3 訪問調査は次の各号に定めるとおり行うものとする。
 - (1) 訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、外部評価項目について調査を行うことにより実施するものとする。
 - (2) 訪問調査は、事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び外部評価項目に関する状況の調査を行う。

- (3) 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行うものとする。
 - (4) 緊急を要する事項（明らかな指定基準違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は当該評価機関を通じて市町及び県へ通報するなど、適切な対応を行うものとする。
- 4 複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所については、特別な事情がある場合を除き、ユニットごとに調査を実施した上で、最終的な評価は事業所全体を単位として行うものとする。

（評価結果の決定）

第8条 主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断して、評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく自己評価及び外部評価結果（様式1）を所属する評価機関に報告するものとする。

- 2 評価機関は、前項の評価結果の報告を受けたときは、報告に係る事業所に対し、同結果の写しを郵送又は電子メールにより送付し、意見がある場合には、挙証資料を添付した上で、評価機関が定める日までに提出できる旨を告知するものとする。
- 3 評価機関は、前項の告知期間が経過した後に、第1項の報告の内容を踏まえて評価機関としての評価を決定するものとする。なお、評価を受けた事業者から告知期間内に意見及び挙証資料の提出があったときは、この内容を参酌して評価機関としての評価結果を決定するものとする。
- 4 評価機関は、第1項の報告又は第2項の事業者からの意見について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会を開催し、その審査結果を踏まえた上で、評価機関としての判断を決定するものとする。
- 5 評価機関は、評価を決定したときは、評価を受けた事業者に自己評価及び外部評価結果（様式1）を送付するものとする。
- 6 評価を受けた事業者は、目標達成計画（様式2）を作成し、評価機関に提出するものとする。

（評価結果の公開）

第9条 評価機関は、利用者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET（ワムネット）」により、自己評価及び外部評価結果（様式1）及び目標達成計画（様式2）（以下「評価結果等」という。）を広く公開するものとする。

- 2 事業者は、評価結果等を次の各号に定めるとおり取扱うものとする。
- (1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するとともに、事業所内の見やすい場所に掲示するほか、入居者の家族に送付等を行うものとする。
 - (2) 指定を受けた市町に対し評価結果等を提出するものとする。この場合の市町とは、事業所が存する市町に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町に対しても同様の扱いとするものとする。
 - (3) 評価結果等を自ら設置する運営協議会において説明するものとする。また、併せてサービス評価の実施と活用状況（様式5）を作成し、説明することが望ましい。

- 3 事業所が存する市町は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果等を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うものとする。

(守秘義務等)

第 10 条 評価機関は、外部評価の際に知り得た事業者、利用者及びその家族の秘密を他に漏らさないものとする。また、その旨を評価調査員に義務付けるものとする。

(報告等)

第 11 条 評価機関は、評価を実施した事業所について外部評価実施結果報告書（様式 6）により評価を行った日の属する月の翌月末日までに、翌月以降の評価の実施予定について外部評価実施予定報告書（様式 7）により毎月末日までに県に報告するものとする。

- 2 県は、必要があると認めるときは、評価機関に対し、その行った外部評価に関する関係書類の提出若しくは提示を命じ、又は報告を求め、当該評価機関の当該外部評価に関係する者に出頭を求め、若しくは質問をし、又は当該評価機関の関係書類その他の物件を調査することができるものとする。

(運営推進会議との関係)

第 12 条 地域密着型サービス指定基準第 108 条において準用する第 34 条第 1 項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第 64 条において準用する第 39 条第 1 項に規定される運営推進会議を活用した評価は、「第三者による評価」という点において、外部評価と同様の目的を有していることから、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 34 条第 1 項（第 88 条、第 108 条及び第 182 条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号、老老発 0327 第 1 号）で示した評価の実施方法に従い、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすこととする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。
- 2 広島県認知症高齢者グループホーム実施要綱については廃止する。
- 3 平成 19 年 3 月 31 日までは、広島県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要綱に基づき評価を実施することができるものとする。
- 4 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。